

「米沢市議会だより」への有料広告の掲載について

● 広告の規格・掲載料

- ① 対 象 8月1日号、11月1日号、翌年2月1日号
 (30,800部発行 増減あり)
- ② 規 格 【全枠】4.2×17.0cm 【半枠】4.2×8.5cm
- ③ 枠 数 1号当たり全枠2個分(2ページ)
- ④ 単 価 1号当たり【全枠】25,000円 【半枠】14,000円

● 申込みから掲載まで

- ① 米沢市議会広告掲載申込書に広告(案)を添付して、議会事務局へ提出してください。
- ② 米沢市議会では、申請書受付後に広告内容が定めている基準に合っているかなどの審査を行います。場合によっては議会だより編集委員会に諮って決定することもあります。
- ③ 掲載の可否を広告掲載決定通知書または広告費掲載決定通知書により申請者にご連絡します。
- ④ 広告掲載を決定した場合は、広告料を納めていただく納付書をお送りしますので、市指定の金融機関から広告料をお支払いください。お支払い確認後に広告掲載となります。
- ⑤ 広告原稿は、掲載対象の議会だより発行日の20日前まで広告主において作成・提出していただきます。

● 申込受付期間

- ① 毎年、年度単位で受付します。(今年度は、8/1日号～翌年2/1日号が当該年度分となります。)
- ② 申込期間及び詳細は、市議会ホームページに掲載します。

● 掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- ① 広告の公益性を損なうおそれがあるもの
- ② 政治又は宗教に関するもの
- ③ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの
- ④ 公の秩序に反するおそれのあるもの
- ⑤ 誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの

- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- ⑦ 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に関するもの
- ⑧ その他掲載する広告として妥当でないと認めるもの

詳しくは、米沢市議会有料広告掲載の取扱いに関する規程第4条第2項において準用する米沢市広告掲載基準をご覧ください。

〒992-8501 山形県米沢市金池5丁目2番25号

担 当 米沢市議会事務局庶務係

電話0238-22-5111（内線5622）